

Q & A

① 受入れ（予定）介護施設等を対象としたもの

Q 1. 外国人介護職員を含む職員間の親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか？

A 1. 交流会の開催に要する経費の大部分を食糧費が占める場合は対象外としますので、新年会、暑気払い等のいわゆる飲み会は対象となりません。地域との交流会等についても同様とします。

Q 2. ホームシック対策として、インターネット回線を引いて母国と連絡を取れるようにしたいが、この場合は対象となるか？

A 2. インターネット回線は、母国との連絡手段以外にも様々な用途に用いられるため、明細書等から当該事業の経費のみを明確に区分することができないことから補助対象外です。

Q 3. 物品の購入又はリースを行うことにより取組みが完了するものとは何か？

A 3. 多言語翻訳機や参考書等の購入のみを行う場合であり、その場合は、交付決定後に購入及びリースしたものが補助対象となります。
ただし、施設内で勉強会を開催しており、その一連の取組の中で参考書を購入する場合は、交付決定の時期にかかわらず補助対象とします。

Q 4. 外国人介護職員の範囲は？

A 4. 在留資格の種類にかかわらず対象となります。

Q 5. 在留資格「特定技能（介護）」取得のために必要な試験の受験に係る費用は補助対象となるか？

A 5. 原則、補助対象外ですが、在留期間中の技能実習生や留学生を受け入れる場合、「特定技能（介護）」取得が、将来の介護福祉士資格取得のために必要なことを示した人材育成計画を添付書類として提出された場合、受験対策及び受験に要した費用を補助対象とします。

② 受入れ養成施設を対象としたもの

Q 1. 留学生に対する日本語学習の課外授業や個別指導を実施した場合は対象となるか？

A 1. 当該事業は教員の質の向上を行う取組が対象となりますので、留学生を対象とした取組を行う場合は「福岡県外国人留学生等の参入促進事業」の活用をご検討ください。